

# 第72回ISO/TMB (技術管理評議会) 結果報告

経済産業省

産業技術環境局 基準認証経済連携室長

松本満男

平成30年7月17日

# TMBの任務と議長・メンバー・事務局の紹介

## 1. 任務

- ISO規格作成に関する管理事務的事項
  - ✓ TC/SC/PCの設置・廃止、議長任命、幹事国割当、ISO/IEC専門業務指針の改訂等
- ISO規格作成に関する戦略的事項
  - ✓ 規格開発の効率化・迅速化、TC/SC戦略ビジネスプランの審議・承認、TC/SC活動の調整・モニタリング等

## 2. メンバー（出席者）

- TMB議長: Mr. Piet-Hein Daverveldt (オランダ)
- TMBメンバー（14名） : Mr. Steven Cornish (米), Ms. Amanda Richardson (英), Ms. Ulrike Bohnsack (独), Mr. Alain Costes (仏), Mr. Mitsuo Matsumoto (日), Mr. Chenguang Guo (中), Ms. Karin Lindmark (典), Mr. Marcel Knecht (スイス), Mr. Adrian O'Connell (豪), Mr. Anton Shalaev (露), Mr. Jin Su Chun (韓), Ms. Julia Bonner Douett (ジャマイカ), Ms. Merete Holmen Murvold (ノルウェー), Ms. Mojdeh Rowshan Tabari (イラン), [メキシコ欠席]
- ISO中央事務局 : Ms. Sophie Clivio, Ms. Belinda Cleeland
- オブザーバー : Ms. Sauw Kook Choy (次期TMB議長・シンガポール), Mr. Christophe Winterhalter (独 : DIN CEO)

## 【議題3.1.1】 ISO総会でのTMB・DEVCO合同セッション

---

### <概要>

- 2018年9月の総会時にパネルセッション（90分）の形式で開催予定。ツイニング制度の見直し、DEVCOによる新規提案等について議論を行う。

### <TMBのインプット>

- プロジェクトマネジメント（TF11）、バーチャルによる規格開発（TF14）について紹介する。
- DEVCO・TMB双方からの代表者によるプレゼンテーションに45分、参加者全員による議論に45分をあてる。
- 議論を活性化するために関係資料を事前に配布する。
- 両組織の関係強化のために、例えば合同TFを設置することが必要か？

# 【議題3.2.1】 ISO/IEC/ITUの効果的な連携TF（TF15）の最終報告

## ＜背景＞

- ISO/IEC/ITUの3機関の効果的な連携を図ることを目的として、2017年2月に設置。

## ＜審議内容・結果＞ 決議番号：57, 58/2018

- 最終報告書を承認。主な内容は下記のとおり。
  - 推奨事項1：調整機能の強化
    - SMB/TMB/TSAGによる“Strategic Programme Coordination Group (SPCG)”の設置（後述）
  - 推奨事項2：コミュニケーションの強化
    - 3機関協調による規格開発の重要性に係るステートメントの共同発表
    - WSCウェブサイトの活用促進
    - 将来の連携方針を示すステートメントの作成・公表（3機関のトップによる署名）

## 【議題3.2.1】 ISO/IEC/ITUの効果的な連携TF（TF15）の最終報告

### ＜審議内容・結果＞ 決議番号：57, 58/2018

- SPCGの設置を承認。役割は下記のとおり。
  - ① 将来の標準化活動への対応
    - ・ 新規提案の情報共有、共通関心事項及び課題の検討
    - ・ 調整方法、連携体制、共同活動に関するSMB/TMB/TSAGへの勧告
  - ② 既存の標準化活動への対応
    - ・ 重複の危険性の調査と調整の要否の判断
    - ・ 非公式な形での調整の促進 ・ 連携体制構築（JTCCsの設置等）の勧告
  - ③ 直近の課題への対応
    - ・ 横断的かつ相互的な課題解決方法（Joint System Approach）の検討
    - ・ ISO/IECによるJWGへのITU-Tの参加可能性の検討
- 今後、IEC（SMB）の意見（“Standardization” Programme Coordination Groupへの名称変更、リーダーシップレベルの参加等）をTFで検討。本年12月にITU-Tでの承認を予定。

## **【議題3.2.2】 UN SDGs（持続可能な開発目標）TF（TF16）の最終報告**

### **<背景>**

- ISO規格とUN SDGsとの関係を明確にするため、2018年2月に設置。

### **<審議内容・結果> 決議番号：59, 60/2018**

- 最終報告書を承認。主な内容は下記のとおり。
  - ISO規格と17の目標との関係表（マッピング）
  - ISOにおける優先目標（ISO中央事務局限り）
  - 外部機関との連携促進のためのガイダンス
  - ISO Guide82の改訂（コンビナーはSIS（スウェーデン））
  - 国連経済社会局（UN DESA）との連携
  - 広報計画（対象者、チャネル、メッセージ、時期）
  - ISOウェブページでのSDGsの取扱い
- JISCより第41回PASCワークショップ（岡山）の結果を報告。ISO/IEC/ITUへの推奨事項は、9月のTMB会合において議論される予定。

## 【議題3.2.3】編集の質向上のためのTF

---

### ＜審議内容・結果＞ 決議番号：61, 62/2018

- 正誤表又は訂正版の発行を要する不備のある規格数が減り、編集の質を担保する仕組みは整ったと考えられることから、タスクフォースの解散を決定。
- 他方、訂正箇所が明記されていない訂正版が発行されている等の課題も残っているとの指摘があったことから、規格発行に係る問題提起の窓口として、Feedback Focus Groupの存続を承認。今後、メンバーを募ることとした。なお、意見提出の権利はメンバーに限定されない。

## **【議題3.2.5】 バーチャルによる規格開発TF（TF14）の活動状況**

### **＜背景＞**

- 対面会合を実施せず、ITツールを活用して規格を開発する新たな仕組みを構築するため、2017年2月に設置。
- 規格開発手順を示したガイダンス文書に基づき、パイロットプロジェクトを実施するため、候補案件を募集中。
- バーチャルによる規格開発に必要とされるITツールの要件を検討。

### **＜審議内容・結果＞**

- 候補案件発掘のため、TPMに、投票期間中のPWI/NPにおけるISO Virtual Projects (IVP)の活用可能性の検討を依頼。
- TMBメンバーも、引き続き、積極的に案件発掘に努めることを確認。オーストラリア、スウェーデン、スイス、イギリス等が関心を有していることを表明。

## 【議題3.4.1】スマートシティTF（SSCTF）の活動状況

### ＜審議内容・結果＞ 決議番号：63/2018

- 世界スマートシティフォーラム2017（於：バルセロナ）の報告書を承認し、推奨事項を確認。主な内容は下記のとおり。
  - 世界スマートシティフォーラムの結果の周知
  - IEC/ISO/ITUのCEOsと主要な政策決定者との会談の場の設置
  - IEC/ISO/ITU共通のスマートシティの定義の検討
  - 関連規格のマッピング
  - ITU主導による世界スマートシティフォーラム2018の開催（日程：11月29-30日、於：サンタフェ（アルゼンチン）（予定））
- IEC/ISO/ITUの3機関による合同スマートシティTFの設置を推奨するとともに、ISO中央事務局にIEC/ITUとの調整を依頼。
- 合同TFの詳細要件（ToR・メンバー等）は、IEC/ITUとの連携のもとSSCTFにおいて検討し、次回TMB会合（2018年9月）への提出を依頼。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し

---

### ＜審議内容・結果＞ 決議番号：64,65/2018

- 新たな要求事項及びプロセスを承認（後述）。
- 新制度の即時施行（2018年6月14日以降の申請案件が対象）、ISO Supplement（2019年5月版）への追記を決定。
- 2年後（2020年6月）の見直しを決定。
- 移行期間を下記のとおり設定。
  - ・ 既存の取組はツイニング開始から5年又は2020年5月のいずれか遅いタイミングまでに終了。
  - ・ 2019年5月以降は年次報告を義務づけ。
  - ・ ツイニングの期間延長又は更新は不可。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し（要求事項及びプロセス）

### ＜要求事項＞

- 全体：ISOの会員団体（通信会員・購読会員は除く）であること。
- Lead partner： その役職を担うに十分な知識と経験をNSBが有していることを証明できること。
- Twinned partner： 幹事国、議長・コンビナー、Pメンバーの経験が欠如していることを根拠に、キャパシティビルディングの必要性を証明できること。
- コンビナー・議長・幹事のツイニングを受ける場合はPメンバーでなければならない。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し（要求事項及びプロセス）

### ＜要求事項＞

- ツイニングの主要原則の順守
- 目的
  - Lead partner及びTwinned partnerともに、ツイニングの目的（Twinned partnerの能力向上等）に資すること。
  - ツイニングの目的は、Twinned partnerによって特定され、その国の開発計画及び開発戦略に含まれる優先事項を支援すること。
- 義務と責任
  - 任意の取組であり、資金的援助は期待されない。
  - 技術的、戦略的、政策的な側面を含むできるだけ広い範囲での協力と捉え、柔軟に対応しなければならない。
  - 期間中は両者ともに努力し続けなければならない。
  - 一国一票の原則を順守しなければならない（代理投票は認められない）。
  - 国の立場に影響を及ぼさないものとし、相手の意見を支持することは期待されない。
  - 2国間の合意のもとで、Lead partnerはトレーニング及びガイダンス以外の特定の管理業務を引き受けることが出来る。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し（要求事項及びプロセス）

### <要求事項>

#### ➤ 進捗

- フォローアップや是正措置等、継続的な改善の仕組が整備されなければならない。
- Twinned partnerの、参加状況やリーダーシップの進捗を管理・測定する指標を含み、その進捗は年次報告されなければならない。

#### ➤ 結果

- ツイニングで得られた知識や経験は、持続可能な能力育成のために、Twinned partner国における要員の育成に活用されるべきである。
- ツイニング終了時にはTwinned partnerが単独で参加できるようになるよう、ツイニングへの参加は、ツイニングの必要性を削減又は排除すべきである。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し（要求事項及びプロセス）

### <プロセス>

#### 1. 応募

- Lead partnerの経験とTwinned partnerのキャパビルの必要性、ツイニングの必要性を記したTwinning request form 及びCV等の参考資料を提出。

#### 2. 承認

- 委員会（TC/PC/SC）の場合、下記事項等に照らし、TMBによって承認される。
  - Lead partnerとしての推奨事項： 5以上の幹事、 5以上の議長又はコンビナー、 100以上のPメンバー
  - Twinned partnerとしての推奨事項： 5未満の幹事、 5未満の議長又はコンビナー、 100未満のPメンバー
- WG幹事の場合、各委員会によって承認され、決定はTPMに通知される。
- Pメンバーの場合、ISO/CSのTPMに提出（委員会幹事にはコピーを提出）。

## 【議題4.2】 ツイニング制度の見直し（要求事項及びプロセス）

### <プロセス>

#### 3. 計画

- Twinning Agreement（終了時期含む）及びCollaboration planを登録から3ヶ月以内にTPMへ提出。TPMによる確認の上、必要に応じて改善する。

#### 4. レビューとパフォーマンス評価

- Twinned partner、委員会のPメンバー及びTPMにより、年1回評価されなければならない。

#### 5. トラブル解決とツイニングの終了

- 年間パフォーマンス評価の未提出や否定的な内容があった場合には、TMBに報告され、TMBはツイニングの終了を含んだしかるべき措置を決定。
- 
- ツイニング期間が5年に達すると自動的に終了され、延長や再開は不可。
  - ツイニング終了後は、Lead partnerがその地位を維持し、Twinned partnerに移行されることはない。ただし、幹事の場合には例外有り。 等

## 【議題4.3】 専門委員会等における連携・協力の方法

### <背景>

- ツイニング制度の見直しの過程において、ANSI（米）及びBSI（英）は、ツイニング期間（最長5年）満了時の対応、さらに、ツイニング以外の協力の可能性を明確にすべきと問題提起。

### <審議内容・結果>

- ツイニング以外の協力として下記2つの可能性を提起。いかなる場合も透明性が確保されなければならないと主張。
  - ① 幹事（議長）業務の分担。ただし、正式な幹事（議長）とみなされるのは1か国のみであり、共同幹事（共同議長）には当たらない。
  - ② 幹事と議長（TC/SCLレベル）、コンビナーと幹事（WGレベル）の分担。
- 本年11月のDMT会合でDirectivesへの記載の是非を議論することに合意。

## **【議題5.1.1】 TC 285（クリーンな調理用こんろと調理の解決策）**

### **<背景>**

- 2013年の委員会設置以降、ツイニング制度を活用して、ANSI（米国）及びKEBS（ケニア）が共同で幹事を担っていたところ。ツイニングを通じて、KEBSに幹事を担う能力・経験が蓄積したと認められることから、両国の合意のもとに、今後、KEBSが単独で幹事を担うことをTMBに申出。

### **<審議内容・結果> 決議番号：66/2018**

- TC285の幹事をKEBSに割当ててることを承認。
- 年内を目途に引継期間を設定し、引き続き、ANSIがKEBSを支援することを確認。

## **【議題5.2】 IWA（国際ワークショップ協定）の作成**

### **【議題5.2.1】 綿及び織物中の遺伝子組換え物資の選別に関するIWA**

#### **<背景>**

- 2018年2月、NEN（オランダ）がIWAの作成を提案。
- IWA作成の是非を問うTMB投票では、IWAではなく、既存の委員会で規格を開発すべきであるとして、1か国（英）が反対、7か国（独・イラン・日・ノルウェー・スウェーデン・スイス・米）が延期投票。NENにIWA作成の妥当性を説明するよう依頼。

#### **<審議内容・結果> 決議番号：67/2018**

- 「綿及び織物中の遺伝子組換え物資の選別に関するIWA」の作成を承認。
- 幹事国としてNENを任命。
- IWAの作成にあたっては、TC34（食品）及びTC38（繊維）と密に連携すること及び本IWAのメンテナンスをどちらのTCが担当するかについては、IWA発行後に、TC間で決定することを依頼。

## **【議題5.2】 IWA（国際ワークショップ協定）の作成**

### **【議題5.2.2】 マネジメントシステムにおけるISO31000（リスクマネジメント）の活用に関するIWA**

- 2018年3月BSI（英国）がIWAの作成を提案。
- IWA作成の是非を問うTMB投票では、IWAではなく、既存の委員会で規格を開発すべきであるとして、2か国（スウェーデン・米）が反対、1か国（仏）が延期投票。BSIにIWA作成の妥当性を説明するよう依頼。

### **<審議内容・結果> 決議番号：68/2018**

- 「マネジメントシステムにおけるISO31000（リスクマネジメント）の活用に関するIWA」の作成を承認。
- 幹事国としてBSIを任命。
- IWAの作成にあたっては、TC262（リスクマネジメント）及びMSSに関する委員会と密に連携することを依頼するとともに、本IWAのメンテナンスはTC262に割り当てることを決定。

## 【議題5.2】 IWA（国際ワークショップ協定）の作成

### <審議内容・結果>

- 議題5.2.1及び5.2.2において問題提起された既存の委員会とIWAとの関係について、現存のルールにおいては、既存の委員会が存在するという理由だけをもってIWAを作成してはならないということにはならない（既存の委員会の有無に関わらずIWAの作成は可能）という原則に大半のTMB委員が合意。
- 他方、「GMOは多くの議論を呼んでいる分野のため、適切な科学的見地に基づき、厳格な手順のもとに作成されるべき（議題5.2.1）」、「リスクマネジメントやMSSはISOでも共通の見解に至っていない複雑な問題のため、有効なIWAを作成することは困難（議題5.2.2）」等、内容に照らしてIWAは適切ではないとの意見もあった。
- よって、両IWAの作成において関係する委員会と密に連携することを依頼。
- さらに、2018年4月にKATS（韓国）より提案された「標準化人材育成に関するIWA」については、TMBで検討中のプロジェクトマネジメントとの整合性が図られるべきとして、IWA発行前にTMBに提出することを依頼。

## 【議題5.3.1】 新規分野の提案状況(2018/7/9時点)

設立	提案国	委員会
TS/P 272 Karst	中国	未定

投票中	提案国	締切日
TS/P 273 Transaction assurance in E-commerce	中国・フランス	2018/6/1
TMB/NP Glass clarity	フランス	2018/6/6
TS/P274 Sustainable finance	イギリス	2018/8/23
TS/P275 Circular economy	フランス	2018/9/18

否決された案件	提案国	締切日
TS/P 271 Musical instruments	中国	2018/5/12
TMB/NP GIBEF with ISO management system standards (2018)	カナダ・イギリス	2018/5/19

## 【議題7.1】 規格中での法律遵守に係る記述の取扱

### <背景>

- ISO中央事務局の編集者（EPMs）が、「規格類には、契約上の義務又は政府規制に関する記述は許可されない」とする規定（TMB決議8/2012及びその Directives Annex SR）を厳格に解釈・運用し過ぎているのではないかとの意見が複数のTMB・委員会等から寄せられたところ、ISO中央事務局は、運用ルールを文書化し、DMTに照会。
- 運用ガイダンスが規定に沿っているか否かについて、DMT間で共通の見解は得られなかったものの、規定は維持しつつも、その解釈を明確にし、運用ガイダンスを改善する必要があるとの示唆を得た。

## 【議題7.1】 規格中での法律遵守に係る記述の取扱

### ＜審議内容・結果＞ 決議番号：70/2018

- ISOの規格類について、以下の4点を明確化。
  - a. 特定の法律・規制・契約の遵守を明確に要求・推奨する記述は不可。
  - b. a)以外の法律・規制に関する記述は可。
  - c. 特定の法律・規制の具体的事例の参考目的での記述は可。
  - d. a)について例外は認められない。
- TMBタスクフォース（ANSI（米）、BSI（英）、SIS（スウェーデン）、AFNOR（仏））に、ISO中央事務局と連携して、運用ガイダンスを見直すことを依頼。
- DMTに、Annex SRにおいて、上記4点が適切に反映されているか確認することを依頼。
- ISO中央事務局の編集者に、編集作業において確実に上記4点を遵守するとともに、上記4点に沿った規格を迅速に発行するよう依頼。
- ISO中央事務局に、影響が懸念される規格を既に発行した委員会が改正の要否を検討出来るよう、上記決定を周知することを依頼。

## **【議題9.2.2】 スマートマニュファクチャリング調整委員会（SMCC）**

### **<背景>**

- 2016年9月に設置。現状の具体的活動は下記のとおり。
  - ①スマートマニュファクチャリング定義の検討（IECと共同）
  - ②標準マップの作成(IEC/SEG7と共同)
  - ③リファレンスモデル（ISO/TC184とIEC/TC65で共同 = JWG21）

### **<審議内容・結果> 決議番号：73, 74/2018**

- スマートマニュファクチャリング標準マップ作製のタスクフォースの活動計画を承認するとともに、その他の活動計画については2019年2月に提出することを要請。
- 活動期限を2020年12月まで延長することを承認。

# 【ご案内】 第74回 ISO/TMB

- 第74回 ISO/TMB会合は日本がホストし、京都での開催を予定。

日程：平成31年2月27日（水）～3月1日（金）

場所：ハイアット・リージェンシー京都

プログラム：

- 2月27日～28日 TMB本会合
- 3月1日 ワークショップ（一般参加可）

スピーカーによるプレゼンテーションの後、ファシリテーター（TMBメンバー）を中心に議論。

（ご参考）第71回TMBワークショップにおけるテーマ

- プロジェクトマネジメント
- バーチャルによる規格開発

\*ワークショップで議論したいテーマがありましたら、ぜひアンケート用紙にご記載ください。



# 御清聴ありがとうございました

経済産業省～「標準化・認証」の紹介ページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

日本工業標準調査会ホームページ

<http://www.jisc.go.jp/>